



申7号

「グループ会社と一体となった業務執行体制の深度化」に関する申し入れ提出!!

12月27日

JR東労組は、申3号「グループ会社と一体となった業務執行体制の深度化に関する解明申し入れ」を行い、本施策を実施する目的やJR本体で技術継承・技能伝承を行うための技術フィールドをどのように確保するのか、本施策によって車両職社員のライフサイクルや車両関係職場の将来像がどのように変化するのか等、職場からの声に基づき全21項目にわたり議論を行いました。

交渉では施策の目的として「JR東日本グループとして技術を内在化する」ことや「すべての機能保全を委託するわけではない」と会社から回答が示されましたが、組合員からは、「JR本体に技術継承を行うフィールドを残すことが重要だ」「偽装請負にならないよう十分な教育が必要」「検査に使用する工具や検査機器根度の管理を受託するグループ会社が行えるのか」などの問題点が寄せられています。

また、「ミライの車両S&E構創」で車両関係職場や社員の将来が示されるものの、現実には要員が削減されている中でも企画業務などの業務量が増加して社員の負担は増え続け、労働環境や労働条件は一向に改善されません。JR東労組は車両関係社員の雇用の維持を前提に働きやすくモチベーションを向上できるように議論していきます。

申し入れ項目

1. 安全と技術力を維持・向上するため、JR本体においても「新系列車両の機能保全」を施行する箇所を確保すること。
2. 車両の基礎を学ぶため、JR本体の新入社員は、JR本体で機能保全を施行している箇所に配属させること。
3. 機能保全中に発見された不具合に対応するため、機能保全の作業時間や車両運用には余裕を持たせること。
4. 機能保全を委託する場合、機能保全中に発見された不具合は委託先会社にて責任を持って修繕する体制を整えること。
5. 機能保全を委託する場合、JRと委託先会社の連絡体制や発注フロー、業務内容の区分けを明確化し、受発注時に混乱が生じないようにすること。
6. 機能保全を委託する場合、工具および試験装置等は委託先会社所有のものを整備し、委託先会社にて校正等を含めて責任をもって維持管理すること。
7. 機能保全建屋等については酷暑対策や鳥獣対策、破損箇所の修繕や老朽設備の更新等を行い、安全かつ衛生的に業務出来るように作業環境を整えること。
8. グループ会社における賃金や年間休日数等の労働条件を改善すること。
9. 本施策によるJR社員の出向は、原則として行わないこと。
10. 社員の異動や担務変更が生じる場合は、本人のキャリアプランを尊重すること。
11. 機能保全を委託する場合は委託先会社社員が十分な教育を受けた上で、教育が完了してから実施すること。
12. 本施策の各地方におけるスケジュールを示すとともに、施策実施にあたっては地方議論を十分に行うこと。